

# 11月1日から運用 ホール5団体で自主作成

ホール5団体（全日遊連、日遊協、同友会、余暇進、PCSA）代表者会議が10月3日、日遊協本部会議室で開かれ、「総付景品等の提供に関するガイドライン（案）」の詰め協議を行った。この結果、

検討課題となっていたポケットティッシュの営業所外での提供回数等で合意ができ、成文化して11月1日から運用を開始した。

ガイドラインによると、総付景品等の種類は「菓子類、飲料、ティッシュその他の日用雑貨」で、自店舗で賞品として提供していないものに限る。総付景品等の価格は「200円以下」とする。営業所内外で総付景品等を提供できる日数は、別に定める場合を除き「1か月に1日」とし、月末・月初等、複数日にわたって連続しては提供できない。これらの規制に正月三日は含まない。

別に定める場合とは、①「営業所内」では、おしほり、湯茶（缶、ペットボトル、紙パックその他の密閉容器で提供されるものを除く）、ポケットティッシュ、うちわ、マスク及びあめ玉（単体）は毎日提供できる。②「営業所外」でのポケットティッシュの提供は「1週間に1日」で、複数日にわたって連続しては提供できないが、この規制に正月三日は含まない。③の2点。そのほか、提供方法の禁止事項として、「遊技客のみへの提供」など7項目を定めた。

## 総付景品等の提供に関するガイドライン

総付景品及びそれに類するもので集客を目的として提供する景品（以下「総付景品等」という。）を提供する場合において、当該総付景品等の提供が、著しく射幸心をそそるおそれのある行為とならないものとするため、全日本遊技事業協同組合連合会、社団法人日本遊技関連事業協会、一般社団法人日本遊技産業経営者同友会、一般社団法人余暇環境整備推進協議会、一般社団法人パチンコ・チェーンストア協会（以下「ホール5団体」という。）は、以下のとおり総付景品等の提供に関するガイドラインを作成し、ホール5団体及び各団体に属するばちんこ店の営業者、代理人、使用人その他の従業者は、これを遵守し、誠実に履行する義務を負う。

### （総則）

第1条 総付景品等の提供に当たっては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）並びに同法に基づく命令（告示を含む。以下同じ。）及び都道府県条例並びに同法並びに同法に基づく命令及び都道府県条例の運用に関する行政当局の通達のほか、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）及び同法に基づく命令並びに同法及び同法に基づく命令の運用に関する行政当局の通達に反しないこととする。

### （総付景品等の種類）

第2条 提供することのできる総付景品等の種類は、次の各号に掲げるものであって、自店舗において賞品として提供していないものに限るものとする。

- 一 菓子類
- 二 飲料
- 三 ティッシュその他の日用雑貨

### （総付景品等の内容）

第3条 総付景品等の内容は、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのないものとする。

### （総付景品等の価額）

第4条 総付景品等の価額は、200円以下とし、その価額の算定は、次の各号のいずれかによることとする。

一 当該総付景品等と同じものが市販されている場合は、当該総付景品等の提供を受ける者が、それを通常購入するときの価額（いわゆるディスカウント価格を含まない。）による。

二 当該総付景品等と同じものが市販されていない場合は、当該総付景品等を提供する者がそれを入手した価格、類似品の市価（いわゆるディスカウント価格を含まない。）等を勘案して、当該総付景品等の提供を受ける者が、それを通常購入することとしたときの価格を算定し、その価格による。

2 総付景品等の提供に当たっては、当該総付景品等の価額について十分な疎明資料を用意することとし、行政当局から当該総付景品等の価額の算定その他の事項について説明の要請があった場合は、誠実に対応するものとする。

## ガイドライン 解説

# 「総付景品等の提供に関するガイドライン」の基本的な考え方

はじめに

このガイドラインは、広告、宣伝についての警察庁からの業  
告、宣伝についての警察庁からの業  
界関係者宛ての通知文書（平成23年  
6月22日付「ぱちんこ営業における  
広告・宣伝等について（通知）」）  
中の2(6)に、総付景品に関する規定

があり、景品提供の過激化を防止す  
るため、業界団体においてガイドラ  
インを作成するよう要請されている  
ことから、ホール5団体において協  
議を重ね作成したものです。  
表題には「総付景品等」となって  
いますが、これは、直接総付景品に

規制に従う必要があります。  
Q「ガイドラインと行政当局の指導  
との関係は？」  
A ガイドラインは直接には業界団  
体の指針ですが、各種法令・通達を  
クリアしたものであり、また、業界  
においてその現状を踏まえながら取

（総付景品等を提供することができる日数）

第5条 営業所内外において総付景品等を提供することができる日数は、次項及び第3項に定める場合を除き、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 一月内における提供日数が1日（開店披露、創業記念等の行事に際して提供する日数を含み、1月1日から1月3日までの日についてはこれに算入しない。）を超えること。

二 1月1日から1月3日までの3日間を除き、複数日にわたり連続して提供すること。

2 営業所内においておしぼり、湯茶（缶、ペットボトル、紙パックその他の密閉容器により提供されるものを除く。以下同じ。）、ポケットティッシュ、うちわ、マスク及びあめ玉（単体のものに限る。以下同じ。）を提供する場合には、当該総付景品等を毎日提供することができるものとする。

3 営業所外においてポケットティッシュを提供する場合には、その提供日数は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 一週間における提供日数が1日（開店披露、創業記念等の行事に際して提供する日数を含み、1月1日から1月3日までの日についてはこれに算入しない。）を超えること。

二 1月1日から1月3日までの3日間を除き、複数日にわたり連続して提供すること。

（総付景品等の提供方法）

第6条 総付景品等の提供方法は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 遊技客のみに提供すること。

二 広告・宣伝物に交換チケットを付けるなどして、当該チケットを所持する者等特定の者のみを提供の対象とすること。

三 遊技の結果に応じて提供し、又は提供する総付景品等の価額を変更すること。

四 ぱちんこ営業に係る賞品の提供と同時に提供すること。

五 同一の提供日のうちに同一の者に対して複数回にわたり提供すること（ただし、営業所内においておしぼり、湯茶、ポケットティッシュ、うちわ、マスク又はあめ玉を提供する場合を除く。）。

六 自店舗内の賞品カウンターで提供すること。

七 著しく射幸心をそそるおそれのある行為が行われていること又は風営法違反の疑いのある行為を行っていることをうかがわせる内容のチラシ等を総付景品等に付属させて提供すること。

<次ページに続く>

該当しなくても、同様に集客のためには街頭等で配られる粗品等についても、その提供が著しく射幸心をそそるおそれのある行為とならないようにルールを定めることとしているためです。

## 行政指導の判断材料に

### 第1条（総則） 関係

景品の提供については、いわゆる景表法関係の法令・通達に準拠することは勿論ですが、ぱちんこ営業については風営法関係の法令・通達での規制を別に受けることになり、適法に行うためには二重の

りまとめたものですので、行政当局はこの取り組みを尊重することとしております。したがって、本ガイドラインは行政当局の指導に際しての判断要素となるものと考えられます。

### 第2条（総付景品等の種類）関係

景品の種類は通常配布している品目を念頭に置いて規定されています。なお、「自店舗において賞品として提供していないものに限る。」との趣旨は、賞品と混同され等価交換違反となるおそれがあるからです。

Q「菓子類の中に『菓子パン類』は含まれますか？」

A 菓子類の概念では、主食となりうるようなものは含まれません。

### 第3条（総付景品等の内容）関係

景品の種類については第2条で規定されていますが、内容については、風営法の趣旨に照らして善良の風俗と清浄な風俗環境の保持、少年の健全育成に障害を及ぼすおそれがないことが当然求められます。

### 200円以下を1回で

### 第4条（総付景品等の価額）関係

200円以下の価額は、景表法の規定に基づく上限ですが、これは1回における価額です。

また、第6条第5号により、1日に複数回にわたって景品を配ることはできませんので、例えば、ある来店者の方に1日のうち2回に分けて100円相当の景品を配ることはできません。つまり、来店者の方にはそれぞれ、200円以下の景品を1日に1回に限り、配ることができます。

景品の価額の算定基準は、営業で提供する賞品の価額の算定基準と同一の内容（市場価格）です。

Q「2000円の基準は単体に限られますか？」

A 総額2000円以内であれば、景品のセット（菓子類の詰め合わせ等）のような形で提供することも可能です。

## ティッシュは店外週1回可能

第5条（総付景品等を提供することができる日数）関係

1月を除き、総付景品等を提供することができるのは、次の場合を除いて月1日であり、この時は営業所

### （不遵守会員等への指導）

第7条 ホール5団体に属するばちんこ店の営業者、代理人、使用人その他の従業者が、その営業に関し、本ガイドラインに反した総付景品等の提供を行った場合、ホール5団体は、自らの責務として、直ちに当該ばちんこ店の営業者に、今後同様の違反行為を行わないことについて指導するものとする。

### （ガイドラインの改訂）

第8条 風俗環境の変化、法令等の改正、本ガイドラインに係る遵守状況その他の事情により、本ガイドラインについて改訂を行わなければ、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがある場合その他必要がある場合には、ホール5団体は、自らの責務として、速やかに本ガイドラインを改訂するものとする。

### 附 則

このガイドラインは、平成23年11月1日から施行する。

平成23年10月24日

全日本遊技事業協同組合連合会	理事長 原田 實
社団法人日本遊技関連事業協会	会長 深谷友尋
一般社団法人日本遊技産業経営者同友会	代表理事 松田高志
一般社団法人余暇環境整備推進協議会	代表理事 宮脇昌介
一般社団法人パチンコ・チェーンストア協会	代表理事 加藤英則

の内外を問わず配布可能となります。また、営業所外でのポケットティッシュの配布については、広告・宣伝上の需要が強いこともあり、別に週1日の配布が可能です。この他、営業所内では一定のものが毎日提供が可能となっています。また、正月三日はこの日数に算入しないとすると、これ以外において複数日の連続提供は認められません。Q「『営業所』とは、どの程度の範囲のものを指すのですか？」

A 営業所とは、風営法第3条第1項の「営業所」と同じ意味であり、警察庁の解釈運用基準(第11中2)では、「客室のほか、専ら当該営業の用に供する調理室、クローク、廊下、洗面所、従業員更衣室等を構成する建物その他の施設のことをいい、駐車場、庭等であっても、社会通念上一体とみられ、専ら当該営業の用に供される施設であれば、『営業所』に含まれる」とされています。

## 湯茶等は慣習として

Q「おしほり、湯茶等が営業所内では毎日提供できるのはどうしてですか？」

A おしほり、湯茶等を営業所外で配布することは、他の景品の配布と変わらないと言えますが、一方で、営業所内で長時間遊技しているお客さまにとっては、これらの物品は、景品というよりも社会一般の慣習として接客のために提供されるものである(食堂でも、水やお茶は注文前に出ます。)とも言えるので、過激にならないよう物品を限定したうえで、営業所内での提供は毎日、かつ第6条第5号但し書に規定するように何回でも提供できることとしております。

## 月をまたいで連続はダメ

Q「景品の提供については、月末から月初めや、大晦日から元旦にかけての連続提供、また、ポケットティッシュの営業所外での土日の連続提供は認められますか？」

A いずれも認められません。

## 第6条（総付景品等の提供方法）関係

景品の提供方法で、景表法、風営法の各法令上の見地から不適切なものとして列挙しています。

第1号、第3号、第5号、

来店者全員等に無差別に提供する、という総付景品等の趣旨に反するとともに、遊技料金の割引や等価交換違反(賞品の提供価格の値引き、賞品の上乗せ)として風営法違反となることがあります。

第4号、第6号：

賞品との区別を曖昧にし、等価交換違反(賞品の上乗せ)として風営法違反となるおそれがあります。

第7号：

広告・宣伝行為として、それ自体が風営法違反となるおそれがあるものです。

## 各団体が責任を持つて

第7条（不遵守会員等への指導）関係

ガイドラインを策定したホール5団体として、ガイドライン違反についてはそれぞれの団体が責任をもって互いに協力しながら、一致団結して会員に対して遵守をしていく旨を規定しています。

## 第8条（ガイドラインの改訂）関係

ガイドラインは業界の総意により作成した、ばちんこ営業者が遵守すべき基準であり、行政当局の指導に際して判断要素ともなるべきものですので、軽々に変更すべきものではありませんが、一方では状況の変化に適切に対応することを排除するものでもありません。施行後の諸情勢の推移を見ながら、必要性が強く感じられる状況であれば、行政当局の指導を受けながら改めて協議していくこととしています。

おわりに

本文書はガイドラインの内容について理解を促進するために作成されたもので、参考資料に過ぎません。総付景品等の提供に関わるルールとしては、あくまでガイドラインに記載されている本文が全てとなりますので、注意してください。

# 警察庁、賞品提供で「通知」 一部に問題、適切な運用を

警察庁は10月6日、保安課長名でホール団体宛に「ぱちんこ営業

提供すること ③同じ賞品について、遊技料金により遊技球及び遊

技メダルの数量に対応する金額に差異を設けて提供すること——の3点を上げている。

さらに、「上記の違法提供方法についてはあくまで例示に過ぎない」として、適切な賞品提供を行

うとともに、「ホール5団体による平成18年12月18日付け『ぱちんこ営業に係る賞品の取りそろえの充実に関する決議』に基づき、客が一般に日常生活の用に供すると考えられる賞品の取りそろえの充実に取り組まれない」としている。

徹底について」と題する通知（別掲）を発信した。これについて警察庁では、「一部都道府県のぱちんこ店において、（風営法等に定める）等価交換規制に抵触する不適切な賞品提供を行っている実態が見受けられたところであり、このような行為は、ぱちんこ営業が、健全な遊技として存在する上で、排除されなければならないものである」と強調している。

その上で、等価交換規制に抵触する提供方法として、①市場価格と異なる価格に基づいて提供すること ②同じ賞品について、遊技球の数量に対応する金額と遊技メダルの数量に対応する金額との間に差異を設けて

警察庁丁保発第185号  
平成23年10月6日  
警察庁生活安全局保安課長

関係各位

ぱちんこ営業における適切な賞品提供の徹底について（通知）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第19条は、ぱちんこ営業者の遵守事項として、「国家公安委員会規則で定める遊技料金、賞品の提供方法及び賞品の価格の最高限度に関する基準に従い、その営業を営まなければならない。」と定めており、この賞品の提供方法に関する基準である風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第35条第2項第1号イは、「当該遊技の結果として表示された遊技球等の数量に対応する金額と等価の物品」を賞品として提供することと定めている。ここで、この「等価の物品」とは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（平成22年7月9日付け警察庁丙保発第14号、丙少発第22号）第16中6(2)において、同等の市場価格（一般の小売店における日常的な販売価格）を有する物品をいうこととされている。

以上が、いわゆる等価交換規制の内容であるところ、この度、一部都道府県のぱちんこ店において、この等価交換規制に抵触する不適切な賞品提供を行っている実態が見受けられたところであり、このような行為は、ぱちんこ営業が、健全な遊技として存在する上で、徹底して排除されなければならないものである。

したがって、ぱちんこ営業者にあつては、いかなる賞品であれ、以下のような方法により提供することは等価交換規制に反するものであることに厳に注意し、遵法営業の推進に努められたい。

- 市場価格と異なる価格に基づいて提供すること。
- 同じ賞品について、遊技球の数量に対応する金額と遊技メダルの数量に対応する金額との間に差異を設けて提供すること（例：同じ賞品でありながら、遊技球では1,000円相当の数量、遊技メダルでは800円相当の数量で提供すること。）。
- 同じ賞品について、遊技料金により遊技球及び遊技メダルの数量に対応する金額に差異を設けて提供すること（例：同じ賞品でありながら、遊技料金が玉1個につき4円の遊技球では1,000円相当の数量、遊技料金が玉1個につき1円の遊技球では1,200円相当の数量で提供すること。）。

なお、上記の違法提供方法についてはあくまで例示に過ぎないことから、ぱちんこ営業者にあつては、上記法令の規定を踏まえ適切な賞品提供を行うとともに、引き続き、ホール5団体による平成18年12月18日付け「ぱちんこ営業に係る賞品の取りそろえの充実に関する決議」に基づき、客が一般に日常生活の用に供すると考えられる賞品の取りそろえの充実に取り組まれない。

# 「隠語など」一部で悪質

## 警察庁、広告・宣伝で発言

10月3日のホール5団体代表者会議で、オブザーバーとして出席した警察庁側から広告・宣伝について強い助言があった。

要旨は、「広告・宣伝規制に係る運用方針の見直しを通知してから3か月ほど経過したが、依然として隠語その他の表現方法を駆使することで、著しく射幸心をそそるおそれのある内容を含む広告・宣伝が散見され、誠に遺憾」と指摘し、具体例として、①有名人または特定の人物をことさら「ゾロメの日」等の特定の日に招致する②それまでなかった企業理念を適当に設け、大当たりを象徴する「7」、又はパチスロの設定「6」にかけて、実質的に著しく射幸心をそそるおそれのある表現を記載した広告・宣伝 ③店舗の所在地について、例えば「□□駅から徒歩で○秒、△△歩、ダッシュで◎秒」と宣伝し、これにより「4円パチンコなら○玉で、1円パチンコなら△△玉で、20円パチスロなら◎枚で、

100円相当の賞品と交換する」という、いわゆる等価交換違反にあたる内容を巧妙に偽装した広告・宣伝——の3例を挙げた。

警察庁側では「業界のコンプライアンスと健全化への姿勢に疑問を抱かせ、社会的信頼を大きく損なうものであり、会員企業の啓発に協力をお願いする」としている。

### 警察庁と連絡会議

### 活動の現状詳しく

#### 深谷会長ほか報告

警察庁と日遊協の今年2回目の連絡会議が10月17日、東京グランドアーク半蔵門で開かれた。警察庁から担当官のご出席をいただき、日遊協からは深谷友尋会長はじめ副会長、専務理事、常務理事、相談役の11人が出席した。

深谷会長が遊技産業の現状について、詳しく報告した。そのあと、関係団体との会議の状況、大震災に関わるボランティア活動、節電対策、健全化推進機構の運営状況

が報告され、マネジメント・カレッジの開催、リカバリーサポート・ネットワークの現状、エッセー・絵手紙コンクール、遊技機取扱主

### 遊技機健全化委員会

10月12日  
本部会議室  
出席委員等17人

### A-NEETが協力了承

#### アンケート調査は11月実施

A-NEETとの情報共有化を目指すため、主催している都遊協青年部に協力を要請していたが、A-NEETが健全化委員会に対して情報を公開してくれることになったことが報告された。日遊協は横断的組織であるから、メーカー、ホールなどそれぞれの立場があり、情報の処理については十分に注意することが確認された。また要請により、都遊協の情報交換委員会に健全化委員会の委員長ほかのメンバーが参加することになった。

ファンアンケート調査について、予算のスリム化が進み、都遊協の協賛も得られることになり予算のメドが立ったことから、予定通り11月に実施することになった。各県遊協にも協力を依頼しながら全

任者の受検状況などについても説明が行われた。引き続き、産業界の諸問題について、意見が交換された。

国的な集計になるように努める。

ICタグ及びICリーダの問題については、7団体で構成するセキュリティー対策委員会が「セキュリティーを優先したうえで汎用機能を持たせたタグの開発を日工組、日電協が叩き台を提案しホール側も付加したい機能をまとめ」ことを決めたと報告があった。健全化委員会も専門家の意見等も聞きながら、検討を続けることを確認した。現在見送っている「不正対策勉強会」は10月に北海道支部で道組合と協賛して行われたが、各県各支部での協賛には難しい面があると話し合われた。各県の組合の集会の構成やスケジュールと日遊協とが合わせにくく、ゴトの扱い方にも差異があつていい、などの意見が出た。再開するに当たっては、勉強会のひな型を綿密に作る必要があり、メーカー、ホールなどの意見を集約する作業が必要だとされた。